



栃木県公報

平成28年
3月25日(金)
号外
第16号

目 次

選挙管理委員会

○小山市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第16号

平成27年4月26日執行の小山市議会議員選挙における当選の効力に関し、栃木県小山市大字横倉新田266番地59 平野正美 から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成28年3月25日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

裁 決 書

栃木県小山市大字横倉新田266番地59

審査申立人 平野 正美

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成27年11月19日付けで提起された平成27年4月26日執行の小山市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人篠崎佳之（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、小山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が平成27年10月29日付けで上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）に不服があるとして、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

2 審査の申立ての理由

申立人は、当選人の住所登録地は生活の本拠を具備していないとの主張について、原決定は、その事実は確認できず見当たらないと認定したことに対し、異議があるとしている。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 公職選挙法（以下「法」という。）及び最高裁判所判例では、地方自治体の議員の「生活の本拠」を定義するに当たり居住実態に言及し、具体的な日常生活が普通に行われなければ、議員活動の基盤を確保できず、議員たる目的を成就できないとの趣旨を述べているが、原決定は、最近の社会的風潮を例に「妻子の別居は珍しくない」や住民登録がされていることを理由として判断した。

(2) 当選人は、平成19年2月2日に当選人の妻（以下「妻」という。）の名義で購入した宇都宮市桜3丁目（以下「前住所地」という。）のマンションで妻及び当選人の子（以下「子」という。）と同居していた。当選人が、同年8月3日に前住所地から小山市乙女3丁目（以下「現住所地」という。）の当選人の実家に住民票を移動したことは、同月2日まで住民票上は当選人の妻子（以下「妻子」という。）と同居していたことを証明したものであって、このことは原決定の市委員会の認定した事実で述べられている。

(3) 近隣住民及び後援会幹部から、当選人は、小山市議会議員（以下「市議会議員」という。）の1期目は前住所地から通勤し、必要があるときのみ現住所地に宿泊して活動をしていた実態がもたらされており、乙女公園の樹木の管理に関する当選人への相談事が不在で当てにならないとの証言及び後援会関係者からの指摘によって平成27年5月頃から土曜日及び日曜日は前住所地に戻り、月曜日から金曜日まで現住所地に拠点を置き議員活動を行っているとの証言を得ており、地元議員として当てにならないことを意味し、別居が議員活動に支障を来している。

- (4) 当選人の選挙の応援を行った者から、当選人の季節の衣類は、前住所地から都度持参して切り替えてい るようであると聞いており、生活の本拠は前住所地であるという証拠である。
- (5) 選挙事務所の手伝いをした近隣住民から、当選人は、子の学校行事に可能な限り参加している様子で、妻は、当選人の選挙のときに必ず選挙事務所に行き支援に当たり、その際に、近隣住民に対して夫の職業が不安定だから別居が続くのはやむを得ないと発言をしていると聞いており、妻が当選人の議員活動を「出稼ぎ」「一般サラリーマンの転勤」と混同しているかのような発言をしていることは、現住所地が議員活動を行う場合にやむを得ない住居地であり、政治活動の拠点というもの、単に寝泊まりの場所の延長線上に過ぎない。
- (6) 法では、地方自治体の議員の政治活動は、普通の家庭生活の営みがその基盤をなさなければならぬと示唆していることから、住民票を移動するだけでは足りず、妻子の住む前住所地と現住所地との間を行き来する日常生活は、真に市民のための政治活動を十分に發揮する環境にはない。
- (7) 別居であるが、生活実態が住民票上の住居ではなく、生活の基盤が妻子の住む住居にある事例は、生活の本拠とは言わない。当選人が可能な限り妻子との交流を図り、かつ家庭を大事にしている側面が強く感じられ、心は前住所地に限りなく近いと判断されることから、地方自治体の議員の政治活動の基盤を考察する場合において、市民の日常生活を把握できる環境にはない。事例として横浜市議会議員選挙青葉区選挙区の審査申立ての裁決の例がある。

争 点

法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25歳以上のもの」が被選挙権を有すると、法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

したがって、当選人が本件選挙の被選挙権を有するためには、本件選挙の期日である平成27年4月26日の時点で、引き続き3箇月以上、すなわち同年1月26日から同年4月26日までの間（以下「本件期間」という。）、小山市の区域内に住所を有している者であったか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書を徴した。さらに、申立人に対して反論書の提出を求めたが、提出はなかった。

また、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、申立人及び当選人に対して審尋を行い、本件審査の申立ての関係人から証言を得たほか、前住所地及び現住所地の検証並びに現住所地の近隣住民への聞き取り調査を行うなど、慎重に審理した。

その結果は、以下のとおりである。

1 住所認定についての解釈

住所は、民法第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

なお、申立人及び当選人の主張並びに市委員会から提出された関係書類によれば、本件期間において当選人が一般的生活関係として依拠していた場所は、前住所地及び現住所地のほかにないことは明らかであるから、当選人の生活の本拠である住所がそのいずれに当たるかは総合的に比較検討することによって明らかになる。

2 市委員会の弁明

(1) 審査の申立ての理由(1)について

申立人は、原決定は、最近の社会的風潮を例に「妻子の別居は珍しくない」や住民登録がされていることを理由として判断したと主張しているが、原決定は、「妻子の別居は珍しくない」と判断しておらず、当該主張をしているのは当選人である。また、証拠に基づき認定した事実及び申立人等の陳述などを総合

的に考慮した上で行われたものであり、住民登録のみをもって判断したものではない。

(2) 審査の申立ての理由(2)について

申立人は、当選人が平成19年8月3日に前住所地から現住所地に住民票を移動した事実をもって、同月2日まで住民票上は妻子と同居していたことを証明したものであって、このことは原決定の市議員会の認定した事実で述べられていると主張しているが、住民基本台帳法は、住民票に同居を証明する効力まで付与するものではないし、原決定でそのような事実を認定するものではない。

3 当選人の自らの生活の本拠に関する主張

その主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 結婚して、平成11年から平成16年まで鹿沼市内で妻と同居し、その後宇都宮市内に転入し、そこから前住所地に転居し、平成19年8月に現住所地に転入するまで妻子と同居していた。
- (2) 平成8年11月から平成22年9月まで衆議院議員の秘書を務め、秘書の担当区域が現住所地の近辺であったので、仕事でほぼ毎日現住所地を訪ねていた。選挙のときは、ほとんど妻子の住んでいたところに行くことはなく、現住所地や小山市のホテル等で寝泊まりしていたが、選挙のとき以外であれば妻子の住んでいたところに行くことはできた。
- (3) 平成19年8月に現住所地に住民登録（以下、便宜「転入」という。）した理由は、平成18年から平成19年にかけて、衆議院議員から公設秘書にするので住所を小山市に移して欲しいと言われたからであった。
- (4) 現住所地に転入したときは、住民票を移したが、前住所地から現住所地に生活用品等を運ぶことはなく、生活、通勤及び休日の状況は変わらなかったので、妻や実家に相談はしていない。
- (5) 父は、平成22年9月から現在まで、病院に入院又は施設に入所していて現住所地に住んでいない。
- (6) 平成22年9月に衆議院議員の秘書を辞めた理由は、長く務めて後輩の秘書が多くなってきたので、秘書を退くこととなったからである。
- (7) 市議会議員選挙への立候補は、秘書を辞めた後の平成22年12月に、地元に市議会議員がいなくなったこともあって、地元の人から声をかけられたことがきっかけであった。同月中に立候補することを了承し、選挙に向けた活動を始めた。
- (8) 後援会の役員は、地元の自治会の連合会である乙女自治協議会の各自治会の役員が就いた。
- (9) 現住所地付近に実家の農地があり、耕作はしていないが数箇月に一回ぐらい草が生えないよう当選人が耕している。弟は耕していない。
- (10) 現住所地の自治会活動は、総会は当選人が市議会議員の立場で出席するが、普段の班長等の役目は全て母がしている。自治会活動のほかに地域住民との関わり合いはないが、市議会議員の立場で相談を受けることは、日常的にある。
- (11) 前住所地には、マンションを購入したときから当選人の部屋はない。生活に必要な最低限のものはそろえてあり、行き来するときに生活用品、仕事用具を持ち歩くことはない。
- (12) 当選人は、前住所地で隣近所の付き合いや自治会活動をしたことがない。前住所地のマンションの居住者で知っている人と言えば、子の同級生の保護者であるが、顔と名前が一致しない。
- (13) 前住所地の生活費は、基本的に妻が負担し、光熱水費及び教育費は当選人の口座から引き落としている。マンションのローンは妻が負担している。
- (14) 本件期間中、前住所地に住んでいたのは妻と子であった。前住所地には、子の卒業式に出席したほかは、土曜日、日曜日で行けるとき、用事があるときに行つた。妻子が不在のときに行くことはなかった。
- (15) 本件期間中、現住所地に住んでいたのは母、弟及び当選人である。食事は、母が準備して3人で食べていた。当選人の寝室と寝室にあるベッドは、現住所地に転入する前から使っていたもので、当選人の靴や衣服、パソコン、書棚は秘書のときから継続して現住所地にあり、前住所地から持ってきたものではない。
- (16) 本件期間中、当選人は市議会議員として2月から3月にかけて約25日、議会に出席し、ほかに入学式や卒業式に公務として出席した。後援会活動に関しては役員と打合せをした。
- (17) 本件期間中、体調が悪くて現住所地で寝ていたことがあったが、本件選挙と同時期に行われた栃木県議会議員選挙の候補者が、現住所地の隣で事務所を構えて会議をしていたので、体調が悪くても毎日顔は出していた。
- (18) 現住所地の生活費は、父が負担していて、当選人が決まった額を負担することはない。
- (19) 現在、前住所地に週に1日ぐらい行っている。そのときは子供部屋で寝て、子は妻と和室で一緒に寝ている。
- (20) 平成19年8月に現住所地に転入したときに妻と別居したという認識、現住所地へ引っ越したという認識はない。現住所地に転入してから現在までの生活は変わっていないが、現住所地が生活の本拠になったの

は市議会議員選挙に立候補することになってからと認識している。今、自分が住んでいるという感覚は現住所地の方に重心がある。

- (21) 後援会役員から当選人が妻子と別居していることについて、当選人が現住所地に住むだけでなく妻子も連れて来て住むよう言われており、妻の仕事や子の養育の都合で仕方がないことを説明している。妻子と一緒に住めないなら市議会議員を辞めて一緒に暮らした方がいいのではないかというようなことを言われたことはないが、家族を大切にしろよとは言われたことがある。

4 当委員会が証拠書類から認定した事実

申立人、当選人及び市委員会が提出した証拠書類から次のことが認められる。

- (1) 前住所地のマンションは、平成19年2月2日に、妻を所有者とする所有権移転の登記及び妻を債務者とする抵当権設定の登記がされた。
- (2) 当選人は、平成19年8月3日を転入日とする前住所地から現住所地への転入の届出を同日付けで小山市長に届け出た。
- (3) 当選人は、平成22年9月6日に当選人が保有者である自動車について、使用の本拠の位置及び保管場所の位置を現住所地とする保管場所標章の交付を、小山警察署長に対して申請した。
- (4) 当選人は、当選人を代表者とし、現住所地を所在地とする篠崎佳之後援会を平成22年12月10日に設立したとして、当委員会に対して同月17日に政治団体の設立の届出をした。
- (5) 当選人は、平成23年4月24日執行の市議会議員選挙に立候補し、1,688票を得て当選した。
- (6) 当選人は、本件選挙において、住所を現住所地とする立候補の届出をし、1,408票を得て当選した。

5 前住所地及び現住所地の検証の結果

- (1) 平成28年1月30日に実施した前住所地の検証の結果は、次のとおりであった。

ア 検証の立会人であった妻は、前住所地に置いてある当選人の所有物は、普段履きの靴、普段着、ひげそりや着替えなど身の周りのもののほかに、きつくて着られないスーツとワイシャツ、当選人が来たときに使うマッサージ器であると陳述した。

検証の結果、普段履きの靴4足、普段着5着程度及びタンスの半面に掛けられているスーツとワイシャツ、手のひら程の大きさのマッサージ器があることを確認した。

イ 検証の立会人であった妻は、当選人の部屋、当選人が占有するスペースは、当選人が転出する前も現在もなく、当選人は、マンションに来たときにリビングや和室で過ごし、子供部屋のベッドで寝ると陳述した。

ウ リビングのサイドボードに置いてあった約40通の平成28年の年賀状を確認したところ、宛先の住所は全て前住所地であって、宛名はおおむね次のとおりであった。

(ア) 妻、子又は妻子連名に宛てたものが約6割

(イ) 当選人と妻の連名又は当選人と妻子の連名に宛てたものが約4割

(ウ) 当選人に宛てたものが2通（うち1通は寒中見舞い）

- (2) 平成28年1月31日に実施した現住所地の検証の結果は、次のとおりであった。

ア 検証の立会人であった当選人は、和室、床の間、縁側及び寝室を使用していて、これらの部屋にあるものは、縁側の本棚の本を除いて当選人の所有物であると陳述した。

検証の結果、和室にはテレビ、椅子、ソファーがあり、鴨居に上着が掛けられていること、床の間にテーブル、洋服入れ2台、スーツ及びワイシャツが掛けられている洋服掛け2台があり、畳の上にドレーナー等が置かれ、鴨居に上着が掛けられていること、縁側には本棚、ファックス、パソコン、小山市議会の議事録等の資料が入れられている鉄パイプ製の書棚2台があること、寝室にはベッド、本棚があること、玄関に当選人の普段履きの靴5足と革靴5足があることを確認した。

イ 和室の書類の中に置いてあった約40通の平成28年の年賀状を確認したところ、宛先の住所は全て現住所地であって、全て当選人のみに宛てたものであった。

6 関係人の証言

(1) 妻の証言

ア 鹿沼市内のアパートから宇都宮市内のアパートに転居した理由は、子が生まれ、妻が職場に復帰したいが、当選人は、留守にすることが多く帰りも遅いので、子を妻の職場から近い保育園に預けるためである。

イ 妻が前住所地のマンションを購入した理由は、妻自身が欲しいと希望していたこと、当選人は秘書であったので資金の借入れが難しいと感じていたこと及び当選人は留守にすることが多く、長男で現住所地に実家の家があるので持たなくてもいいということが理由であった。

ウ 前住所地のマンションには、購入したときから当選人の部屋はない。

- エ 当選人は、衆議院議員の秘書をしていたとき、帰宅が深夜になることがほとんどで、帰宅しないことも多かった。休日も仕事でほとんどいなかつたし、選挙になつたら帰つてこない。帰れるといった時間にも間に合わないこともあります、時間の読めない仕事だった。仕事で遅くなつたときに現住所地に泊まることがあったと思う。秘書は平成22年に辞めた。
- オ 当選人が現住所地に転入した正確な日付は、当選人が転出の手続をして、相談もなく、生活が急激に変わったわけではなく、元々ほとんどいなかつたので分からぬ。
- カ 別居している理由は、妻が一緒に現住所地に行ければいいが、妻も仕事を続けていたいこと、当選人は秘書なのでいつどうなるか分からぬので妻も勤めていたほうがいいと考えていたこと、マンションを買ったことである。また、妻の母が、妹夫婦と宇都宮市内に住んでいるのでフォローできたら、という気持ちもあった。
- キ 別居に関して、当選人と意見の食い違いはない。仕事を辞めて付いて来てくれというタイプではなく、お互いに仕事を持つて、妻の仕事に応援、理解もしてくれている。
- ク 本件期間中、当選人が前住所地に来たのは、卒業式は途中までいたが他は用事があったときに月に1、2回くらいであった。決まった曜日、時間に来ることや、妻と子が不在のときに来ることはなかった。
- ケ 本件期間中、当選人が前住所地に来たときは、子の勉強を見たり、買い物に行ったりしていた。
- コ 本件選挙の際、妻は仕事が休みのときに当選人の選挙事務所に行って手伝いをしたが、平日は仕事で行けなかつた。その際、近所の方に夫の職業が不安定であるような話をした。
- サ 前住所地のマンションに自治会、理事会があり、前期に持ち回りで幹事となり、毎月妻が出ていた。妻は、近所付き合いは特にないが、子と同じ学年の子供の親との付き合いはある。
- シ 生活費は、前住所地に引っ越したときから、光熱水費、学校及び塾の費用は当選人の口座から引き落としていて、新聞代、食費などの生活費、マンションのローン及び管理費は妻が支払っている。
- ス 衆議院議員の秘書のときは、今よりは、遅くても帰つてくることもあったが、市議会議員になってからは、ほとんど帰つてこないので、週末ぐらいは帰つてきて欲しいと話している。当選人が平日に来ることはほとんどない。

(2) 母及び弟の証言

- ア 当選人は、衆議院議員の秘書であったとき、現住所地と前住所地を行き来し、現住所地に来て、地元のことについて詳しい父から話を聞いて行動していた。土曜日、日曜日は忙しく、前住所地に行けないときも、行けるときもあった。秘書の仕事で遅くなつたときは現住所地に少なくとも週1、2回は泊まっていたと思う。
- イ 当選人は、現住所地に転入したときに、母及び弟に相談をしなかつた。当選人が現住所地に転入した時期については、母は、平成19年か、17年と思っており、秘書は選挙区に住んでいないといけないので住民票を移すということを聞いていると証言し、弟は、平成23年と思っており、議員になるために転入してきたと理解していると証言した。
- ウ 平成22年9月に父が倒れる前は、現住所地に父、母及び弟の3人で住んでいて、当選人は遅くまで秘書の仕事をして帰れなくなつて現住所地に泊まつていったことが多い。父が倒れてから用事が増えて当選人がいないと不便なので、現住所地に泊まることが多くなつた。
- エ 現住所地での農業については、平成22年9月に父が倒れてから耕作をしなくなつたが、当選人が平成23年4月に市議会議員になってから、時間があるときにトラクターで畑を耕している。
- オ 自治会の役員会、班長会議には当選人がほとんど出席しているが、当選人が市議会議員の立場で出席する場合、母が自治会役員の立場で出席する場合もある。
- カ 現住所地の生活費は、全部父が負担しており、母は当選人から生活費を受け取っていない。
- キ 母は、当選人は、市議会議員1期目の平成23年8月頃からは、週4日は泊まつていたと証言し、弟は、平成23年当時は、それなりに頻繁に現住所地に泊まつていたと思うと証言した。
- ク 本件期間中、現住所地に住んでいたのは、当選人、母及び弟であった。
- ケ 本件期間中、当選人が前住所地に行っていたのは土曜日、日曜日くらいであった。平成26年10月頃から、選挙があつて日曜日もほとんど行かず土曜日に行っても日曜日に現住所地に来て夜まで仕事をしていた。
- コ 本件期間中、栃木県議会議員選挙の候補者が、現住所地の近くに事務所を構えていて、候補者がほとんど毎日現住所地に来ていた。
- サ 本件期間中、現住所地での食事は、母が作り、当選人と弟は、朝食は出勤時間が異なるため一緒に食べなかつたが、夕食は3人で食べる多かつた。

シ 本件期間中、当選人は、通常午前9時10分頃に出かけて行ったと思う。帰りは、早いときは午後4時30分とか5時頃で、6時から7時頃が多い。

ス 現住所地に転入してから現在までの当選人の生活の状況を比べて、特に変化はない。

セ 現住所地の当選人の寝室は、高校のときから使っている部屋で、洋服ダンスとベッドは、大学卒業後に母が買った。当選人の靴や服、パソコンや書棚は平成23年頃には現住所地にあり、靴や服は徐々に増えて、下駄箱を2、3年前に買った。

(3) 後援会会長の証言

ア 後援会会長になったきっかけは、当選人が平成23年2月上旬頃に自宅に来て、後援会の会長を引き受けたかもしれないかという話があったからであった。地元の自治協議会としては、地域に市議会議員が誰もいないと困るという話をしていたことから、この地域のために引き受けた。

イ 後援会は、自分が会長を引き受け、乙女地域の11の自治会の各自治会長に後援会の各支部長になることを了解してもらい、平成23年2月末頃に作った。

ウ 当選人は常常、現住所地にいる。母もいるが役不足であるので、本件選挙のときには妻はできるだけこちらに来て後援会や地域の人達との接触をするよう当選人に話した。

エ 当選人には、選挙に対する姿勢として、自治会長いわゆる後援会支部長にはできるだけ挨拶するよう、地元の人達とできるだけ接觸を図るようアドバイスをした。

オ 自分が居合わせていないところで、後援会の者が当選人に対して、議員を長く続けていく意識があれば妻子と小山市で一緒に生活すべきだというようなことを言ったと聞いている。

カ 当選人がいないから困ったというようなことはなく、連絡すれば1時間くらいで必ずその日に来る。

キ 本件期間中、当選人は、議会活動報告等のために月に3回くらい自分の事務所に来ていた。

ク 当選人が前住所地に行く頻度は聞いていない。当選人は、土曜日の夕方に前住所地に行っても、公務があるから日曜日の夜は現住所地に来なくてはならないようなことを言っていたが、実際にどのように行き来していたかは分からぬ。他の幹部、役員も分かっていないと思う。

(4) 現住所地の近隣住民3人に対して聞き取り調査を行った結果、次の陳述が得られた。

ア 現住所地には、母、弟及び当選人が住んでいると思う。

イ 父は施設にいて、現住所地にはいない。

ウ 母、弟及び当選人を見かける。見かける頻度はずっと変わっていない。

エ 当選人が農作業に出かけるのを見かける。

(5) 乙女公園の樹木の管理に関する議論に関与した4つの自治会の各自治会長に対して証言を求めた結果又は聞き取り調査を行った結果、次の証言又は陳述が得られた。

会長ア 乙女公園の樹木の管理のことで会議をしたが、当選人に相談しようとしたことはない。自治会内の避難所のこと、ゴミの問題のことを当選人に相談したことがある。

会長イ 乙女公園の樹木を伐採するかしないかについて、当選人に相談したことはない。

会長ウ 乙女公園の樹木を切るか残すか話し合いがあったが、自分の自治会は、問題がないから当選人に相談していない。

会長エ 乙女公園の樹木の管理のことで、当選人に自治会の考えを話したことがある。

7 当委員会の判断

上記3の当選人の自らの生活の本拠に関する主張、4の当委員会が証拠書類から認定した事実、5の前住所地及び現住所地の検証の結果並びに6の関係人の証言に基づき、次のとおり判断する。

(1) 申立人の主張に対する判断

申立人の主張について、順次判断する。

ア 審査の申立ての理由(1)について

申立人は、法及び最高裁判所判例は、地方自治体の議員の生活の本拠を定義するに当たり居住実態に言及し、具体的な日常生活が普通に行われなければ、議員活動の基盤を確保できず、議員たる目的を成就できないとの趣旨を述べているが、原決定は、「妻子の別居は珍しくない」や住民登録がされていることを理由として判断したと主張する。

地方自治体の議員の「生活の本拠」の定義が、市町村の議員の被選挙権における住所要件であるならば、上記争点で述べたとおり「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」であることがその要件であるが、「公職選挙法及び地方自治法が住所を選挙権の要件としているのは、一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参与する権利を与えるため」(昭和35年3月22日最高裁判所判決)であって、議員活動の基盤の確保や議員たる目的の成就を趣旨とするものでないことは明らかであり、主張は申立人の独自の見解と判断せざるを得ない。

また、原決定は、市委員会が認定した事実又は市委員会の判断において「妻子の別居は珍しくない」との旨を述べていない。また原決定は、当選人の住民票の記載事項とその記載事項に異動がない事実を、当選人の生活の本拠としての住所を総合判断する際に諸般の事情の一つにしているに過ぎず、「妻子の別居は珍しくない」や住民登録がされていることを理由として判断しているものではない。

よって、審査の申立ての理由(1)は失当である。

イ 審査の申立ての理由(2)について

申立人は、当選人が平成19年8月に現住所地に住民票を移動したことは、それまで住民票上は妻子と同居していたことを証明したものであって、原決定の市委員会の認定した事実の中で述べられていると主張する。また審尋において当該主張の趣旨を確認したところ、申立人は、住民票を現住所地に移動しただけでは当選人の生活の本拠は移動せず、その後も前住所地にあることを述べているものだと陳述した。

原決定は、当選人が同年8月に現住所地に転入したことを事実と認定したが、転入する前に妻子と同居していたか否かを判断しておらず、申立人の原決定の解釈には誤認がある。

また、申立人から、住民票を移動した後も生活の本拠としての住所が前住所地にあって、本件期間まで至っていたことを裏付ける客観的証拠は提出されず、その主張は推量の域にとどまっている。

よって、審査の申立ての理由(2)は理由がない。

ウ 審査の申立ての理由(3)について

申立人は、近隣住民及び後援会幹部から、当選人は市議会議員1期目は前住所地から通勤し、必要があるときのみ現住所地に宿泊していた実態がもたらされ、当選人への相談事が不在で当てにならないとの証言及び後援会関係者からの指摘によって平成27年5月頃から土曜日、日曜日は前住所地に戻り平日は現住所地で議員活動を行っているとの証言を得ており、別居が議員活動に支障を来していると主張する。

必要があるときのみ現住所地に宿泊していた実態がもたらされているとの証言は、当選人の前住所地が宇都宮市桜3丁目であることを前提としているが、審尋において、申立人は、原決定の決定書を見たときに前住所地が宇都宮市桜3丁目であることを知ったと陳述していることから、証言を聞いた後に知り得たことが含まれていて、実際に証言した内容と異なるものと判断せざるを得ない。

また、後援会関係者から指摘があったことは認められるが、当選人が現住所地に住んでいることを前提として、別居している妻にも地域や後援会と関わりを持って欲しいという趣旨で指摘したものである。また、指摘によって、当選人が同年5月から行き来を改めたことは、本件期間外の期間のことであって、本件期間における当選人の生活の本拠に関係がない。

さらに、申立人が当該証言のことを知る者として当委員会に示した2人の関係人からは、当選人の生活状況に関する発言をした者から直接聞いたとの証言は得られず、有効な証言もなかった。また、申立人からは主張を裏付ける客観的証拠は提出されず、その根拠は、伝聞及び推量の域にとどまっている。

よって、審査の申立ての理由(3)は理由がない。

エ 審査の申立ての理由(4)について

申立人は、当選人の季節の衣類は、前住所地から都度持参して切り替えていているようであると聞いており、生活の本拠は前住所地であるという証拠であると主張している。

上記ウで述べたとおり、上記のことを聞いた後に知り得たことが含まれていて、実際に証言した内容と異なるものと判断せざるを得ない。

仮に、衣類をその都度切り替えていたとしても、季節の衣類を持参して使っているところで生活をしていたと考えることも可能であり、衣類の保管場所が生活の本拠とは限らないから主張には理由がない。

よって、審査の申立ての理由(4)は理由がない。

オ 審査の申立ての理由(5)について

申立人は、当選人が子の学校行事に可能な限り参加していると聞いており、また妻が必ず夫の選挙事務所に行き支援し、その際に近隣住民に夫の職業が不安定である旨の発言をしていることは、妻が当選人の議員活動を「出稼ぎ」「転勤」と混同しているかのような発言であって、現住所地が議員活動を行う場合にやむを得ない住居地で、寝泊まりの場所に過ぎないと主張する。

親が子の学校行事に可能な限り参加すること及び妻が選挙事務所に行って夫の支援をすることは、別居か同居かに関わらず行われることであって、当選人の生活の本拠としての住所がいずれであるかに関係がない。

ほかに現住所地がやむを得ない住居地であることを裏付ける客観的証拠は提出されず、その根拠は、

伝聞及び推量の域にとどまっている。

よって、審査の申立ての理由(5)は理由がない。

カ 審査の申立ての理由(6)について

申立人は、法は、地方自治体の議員の政治活動は、普通の家庭生活の営みがその基盤をなさなければならぬと示唆しており、住民票を移動するだけでは足りず、妻子の住む前住所地と現住所地を行き来する日常生活は、市民のための政治活動を発揮する環境ないと主張する。

具体的な法の条文は示されておらず、政治活動の基盤が家庭生活にあるとする法の規定又は解釈はないと判断せざるを得ない。

また、申立人は、審尋において、当選人の前住所地及び現住所地の生活の実態、実情は正しく把握できていないと陳述しており、主張は、具体的な当選人の生活の状況を示さずに申立人の主觀を述べているに過ぎないと言わざるを得ず、推量の域にとどまっている。

よって、審査の申立ての理由(6)は理由がない。

キ 審査の申立ての理由(7)について

申立人は、生活実態が住民票上の住居ではなく、生活の基盤が妻子の住む住居にある事例は、住民票上の住居を生活の本拠とは言わない。当選人が妻子と交流を図り、家庭を大事にしている側面が感じられ、心は宇都宮の実家に近いと判断されることから、市民の日常生活を把握できる環境がない。事例として横浜市議会議員選挙青葉区選挙区の審査申立ての裁決の例があると主張する。

申立人の主張は、具体的な当選人の日常生活を示さずに、当選人の心情を推察して申立人の主觀を述べているに過ぎず、主張を裏付ける客観的証拠は提出されていない。

また、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされており、類似の事例によるものではなく、実態によって判断すべきものであるから、主張は失当である。

よって、審査の申立ての理由(7)は理由がない。

(2) 当選人の生活の本拠について

上述のとおり、申立人の主張する理由はいずれも認められないものであるが、当選人の当選が無効であるか否か、すなわち、当選人の生活の本拠としての住所が、前住所地又は現住所地のいずれに当たるかを判断する。

ア 平成19年8月に現住所地に転入する前の生活実態及び生活の本拠

当選人は、衆議院議員の秘書として現住所地近辺を担当していた。夜遅くまで仕事をして週に1、2回程度現住所地に泊まったときや、選挙期間に現住所地やホテル等に泊まったときを除けば、前住所地に泊まっていた。

現住所地は、秘書の担当区域内で、当選人の実家で自分の寝室もあったので、当選人にとって、いつでも泊まれるところであったと考えられるが、夜遅くなつたときも前住所地で泊まることが多かった。

以上の生活実態から考えると、現住所地に転入する前は、現住所地は職業活動の拠点であったが、生活の本拠としての住所は起居、寝食の中心であった前住所地にあったと判断するのが相当である。

イ 平成19年8月に現住所地に転入した経緯、生活実態及び生活の本拠

当選人が、現住所地に転入した理由は、衆議院議員の私設秘書から公設秘書になることが理由であつて、積極的に生活を変える理由はなかったと考えられ、現住所地に転入したときに生活の本拠としての住所が移ったと認められる客観的な証拠や証言は得られなかつた。

当選人は、住民票を現住所地に移したが、前住所地から現住所地に所有物を運ぶこともなく、起居、寝食及び職業活動等生活実態は転入前と変わっていないのであって、生活の本拠としての住所は、引き続き前住所地にあったと判断するのが相当である。

ウ 平成19年8月に現住所地に転入した後の生活実態及び生活の本拠

当選人は、平成22年9月に秘書を退職し、同月に父が倒れてからは、農地を耕すようになり、現住所地での用事が多くなり、現住所地に泊まることが増えた。

そして、同年12月に市議会議員選挙に立候補することを決意し、選挙に向けた準備を始め、平成23年2月に後援会の体制を整えており、選挙の約4箇月前に準備を始め、選挙のために時間を費やして活動していたことから、前住所地に行くことは少なくなつていった。

同年4月に市議会議員に当選した。市議会議員であるので、その活動範囲は当然に小山市内が中心であった。同年8月頃から週4日は現住所地で泊まつていて、同月以降、当選人は現住所地に泊まることが多くなり、本件選挙が近づいた平成26年10月頃からは週末も現住所地に泊まつていた。

当選人の所有物は、現在は大半が現住所地にある。例えば衣類は、現住所地の床の間には、スーツ、ワイシャツ、上着及び普段着があり、前住所地には、普段着が数着あるが、スーツ及びワイシャツは妻がきつくて着られなくなったものであると証言したものしかない。また、当選人は、現住所地で和室、床の間、寝室及び縁側を使っていて、その全ての場所に当選人の所有物が置いてあり、特に衣類のある床の間と仕事関係の書類やパソコンがある縁側は物が多い。平成23年頃には、所有物の状況が現在と同様になったと認められる。

以上の生活実態から、現住所地は平成22年12月から平成23年2月にかけて政治活動面の拠点に、同年4月からは市議会議員として職業活動面の拠点になったと判断できるほか、当選人の所有物や寝泊まりの状況を総合すると、同年中に当選人の全生活の中心が前住所地から現住所地に移り、生活の本拠としての住所が現住所地になったと判断するのが相当である。

二 本件期間における生活実態及び生活の本拠

(ア) 前住所地について

上述のとおり、遅くとも平成23年には、当選人は、前住所地に平日に行かなかったこと、妻子が不在のときに行かなかったこと、前住所地に当選人の部屋がないこと、前住所地の当選人の所有物に仕事用のものはなく、私生活用のものも現住所地に比べて著しく少ないと、前住所地に週末に泊まる際も子供部屋のベッドで寝ること、子の行事も卒業式程度しか出席していないことなどから、前住所地は、当選人にとって妻子と過ごすために一時的に滞在する場所になっていたところ、本件選挙が近づいた平成26年10月頃からは週末も前住所地に泊まるようなことはなかった。

また、当選人は、前住所地の自治会活動に関与していない、マンション居住者に顔見知りがないことを主張し、妻からも当選人が地域との関わりがあるとの証言は得られなかった。また職業活動面で関わりがあるとする証言も得られなかった。

なお、当選人は、前住所地の生活費のうち、子の教育費と光熱水費を口座引き落として支払っているが、妻が仕事に就き収入があったことを考慮しても、仮に妻子と同居しているのであれば夫の負担としては少ないと判断でき、同居していたことを推認させるまでのものではない。

これらのことから、前住所地に当選人の生活の本拠としての住所があったとする積極的な理由は見当たらない。

(イ) 現住所地について

現住所地については、平成23年中には、当選人の生活の本拠となっていたと認められるところ、本件期間中、土曜日、日曜日も含めて、当選人が前住所地にほとんど行かなかったことは、当選人の主張、妻、母及び弟の証言が一致し、それを否定する客観的証拠や証言は得られなかった。

近隣住民の証言からは、現住所地に居住している弟よりも見かける頻度が多いくらいで、継続して見かけられていると認められる。

当選人は、市議会議員であったので市議会に出席し、卒業式や入学式などに公務として出席しており、市議会議員としての活動の中心は小山市内であった。市議会議員の立場として自治会の行事にも出席しており、職業活動面で地域との関わりを持っている。

また、平成22年に設立した篠崎佳之後援会は、所在地が現住所地であって、平成23年2月から後援会支部長に地元の自治会の会長が就いていることは、地域との関わりが長いことを裏付けている。現住所地の近くに栃木県議会議員選挙の候補者が事務所を構えたときは、毎日事務所で会議をしていたことからも、現住所地は、当選人個人の政治活動の拠点であって、当選人は政治活動面で地域との関わりがあったのである。

これらのことから、当選人は、職業活動面、政治活動面において地域と関わりを持ち、本件期間中も現住所地が生活の本拠としての住所であったと判断するのが相当である。

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がなく、本件期間中、当選人の生活の本拠としての住所は現住所地にあり、当選人は本件選挙の被選挙権を有していたと判断した原決定は正当なものであるから、当委員会は法第216条第2項において準用する行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成28年3月16日

栃木県選挙管理委員会

委員長 小林 恒夫

委員 尾崎 宗範

委員 島田 恭子

委員 平野 浩視

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。